

学 校 法 人

鎮 西 学 院 寄 附 行 為

昭和 26 年 3 月 10 日	長崎県知事設立認可
昭和 30 年 4 月 23 日	長崎県知事一部変更認可
昭和 41 年 1 月 25 日	文部省一部変更認可
昭和 42 年 2 月 7 日	文部省一部変更認可
昭和 48 年 1 月 26 日	文部省一部変更認可
昭和 54 年 11 月 5 日	文部省一部変更認可
昭和 59 年 7 月 28 日	文部省一部変更認可
昭和 63 年 7 月 19 日	文部省一部変更認可
平成 12 年 2 月 3 日	文部省一部変更認可
平成 13 年 12 月 20 日	文部科学省一部変更認可
平成 15 年 5 月 30 日	文部科学省一部変更認可
平成 16 年 3 月 2 日	文部科学省一部変更認可
平成 16 年 7 月 23 日	文部科学省一部変更届出
平成 17 年 8 月 23 日	文部科学省一部変更認可
平成 19 年 9 月 3 日	文部科学省一部変更認可
平成 21 年 7 月 29 日	文部科学省一部変更認可
平成 21 年 11 月 5 日	文部科学省一部変更届出
平成 22 年 5 月 10 日	文部科学省一部変更届出
平成 23 年 6 月 9 日	文部科学省一部変更届出
平成 25 年 4 月 9 日	文部科学省一部変更届出
平成 26 年 3 月 6 日	文部科学省一部変更認可
平成 30 年 3 月 30 日	文部科学省一部変更認可
平成 30 年 8 月 23 日	文部科学省一部変更認可
平成 30 年 9 月 25 日	文部科学省一部変更認可
令和 2 年 3 月 13 日	文部科学省一部変更認可
令和 3 年 7 月 5 日	文部科学省一部変更届出
令和 3 年 7 月 14 日	文部科学省一部変更届出
令和 5 年 8 月 28 日	文部科学省一部変更届出・変更認可
令和 6 年 4 月 1 日	文部科学省一部変更届出
令和 7 年 3 月 26 日	文部科学省認可

学校法人鎮西学院寄附行為

第一章 総 則

(名称)

第一条 この法人は、学校法人鎮西学院と称する。

(事業所)

第二条 この法人は、事務所を長崎県諫早市西栄田町 1212 番地 1 に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、キリスト教の信仰に基づき、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法の定めるところにより、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 鎮西学院大学 総合社会学部 社会福祉学科
多文化コミュニケーション学科
経済政策学科
- 二 鎮西学院高等学校 全日制課程 普通科
商業科
- 三 認定こども園 鎮西学院幼稚園

2 この法人は、前条の目的を達成するため、運営基盤の強化を図るとともに、設置する学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努める。

第三章 機関の設置

(役員)

第五条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 5名以上 9 名以内
- 二 監事 2名

2 この法人に、評議員 18 名を置く。

3 この法人に、会計監査人2名を置く。

- 4 第1項の役員及び第2項の評議員は、本学院の建学の精神及び持続可能な運営に資する者で、その3分の1以上はキリスト教信者又はキリスト教に理解を有する者とする。

(学院長)

第六条 この法人に学院長1名を置く。

- 2 学院長は、建学の精神に基づいて、キリスト教教育を推進し、この法人の教学を統括する。
3 学院長の選任方法は、別に定める。

(理事の選任機関)

第七条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。
3 理事選任機関が理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
4 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
5 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第四章 理事会及び理事

第一節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第八条 理事は、次の各号に掲げる者であり、理事選任機関において選任された者とする。

- 一 学院長
 - 二 学長
 - 三 高等学校長
 - 四 認定こども園園長
 - 五 事務局長
 - 六 第一号から第五号までを除くその他の者 4名
- 2 前項第一号から第五号までに定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
3 前条の理事選任機関は、理事の総数が5名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。
4 前項第一号から第五号までに規定する職を兼務する場合は、兼務される職の理事の定数を減ずるものとする。

(理事の資格及び構成)

第九条 理事の選任に当たっては、私立学校法第三十一条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第十条 理事の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第十一条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から二週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から二週間を経過した日から三十日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第十二条 理事は、第五条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

第二節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第十三条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第十四条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第十五条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち一名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事(理事長を除く。)のうち 1 名を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

4 理事(理事長及び代表業務執行理事を除く。)のうち 2 名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

8 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務(理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。)を行う。

(代表権の制限)

第十六条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第十七条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第三節 理事会の運営

(招集)

第十八条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第十九条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第2項及び第4項並びに第二十九条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第二十条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、この寄附行為の変更に係る決議は、議決に加わることができる理事の数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 私立学校法第百九条第1項第一号に定める事由による解散
 - 二 この法人の合併
- 4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第二十一条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第二十二条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事二人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第四十七条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から十年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第五章 監事

第一節 選任及び解任等

（監事の選任）

第二十三条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

（監事の資格）

第二十四条 監事の選任に当たっては、私立学校法第三十一条第3項及び第6項並びに第四十六条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

（監事の任期）

- 第二十五条 監事の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 監事は、再任されることができる。

（監事の解任及び退任）

第二十六条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - 三 監事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から三十日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
- 3 監事は次の事由によって退任する。
- 一 任期の満了
 - 二 辞任

三 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第二十七条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第二十八条 監事は、第五条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

- 2 監事のうち、その定数の2分の一を超過えるものが欠けたときは、1箇月以内に補充しなければならない。

第二節 職務等

(監事の職務)

第二十九条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- 二 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後三月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 三 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- 四 この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。)に報告すること。
- 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

- 2 前項第五号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

(調査権限等)

第三十条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

- 3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第三十一条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第六章 評議員会及び評議員

第一節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第三十二条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で評議員会において選任した者 3名
- 二 鎮西学院大学総合社会学部長
- 三 鎮西学院高等学校教頭
- 四 鎮西学院総宗教主事
- 五 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五歳以上の者のうちから、評議員会において選任した者 3名
- 六 日本キリスト教団教役者で評議員会が選任した者 1名
- 七 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5名
- 八 この法人の設置する学校に在籍する学生・生徒・園児の保護者のうちから第八号評議員選考委員会において選任した者 3名

- 2 前項第一号から第四号までに定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 第1項第二号から第四号までに定める評議員は、それぞれその職を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 4 評議員会は、評議員の総数が10名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 5 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
- 6 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

(評議員の資格)

第三十三条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第三十一条第3項及び第6項、第四十六条第2項及び第3項並びに第六十二条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第三十四条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第三十五条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 評議員としてふさわしくない非行があったとき

- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

- 3 評議員は、第五条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第二節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第三十六条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第三十七条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 重要な資産の処分又は譲受け
- 二 多額の借財
- 三 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- 四 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更
- 五 私立学校法第二十三条第1項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- 六 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 七 寄附金品の募集に関する事項
- 八 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- 一 私立学校法第二十三条第1項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号までに定める寄附行為の変更
- 二 私立学校法第百九条第1項第一号に定める事由による解散
- 三 合併

(理事の行為の差止めの求め)

第三十八条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第三十一条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第三十九条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長(理事の責任を追及する場合には監事)に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第三節 評議員会の運営

(開催)

第四十条 評議員会は、定時評議員会として毎年度六月に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第四十一条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の10分の一以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の十分の一以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日から三十日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - 三 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - 四 私立学校法施行規則で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第四十二条 前条第2項の規定による請求があった日から三十日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法(他の評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第四十三条 第二十九条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第四十一条第4項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第四十四条 前三条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第四十五条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

第四十六条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 監事の解任

二 私立学校法第九十二条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第四十七条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、並びに出席した評議員のうちから互選された評議員二人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から十年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

第四十八条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第七章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第四十九条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 理事会が指定した理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第八章 会計監査人

第一節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第五十条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第五十一条 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第五十二条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第五十三条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第五十四条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第二節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

- 第五十五条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
 - 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第九章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第五十六条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第五十七条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5 年以上 10 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

（役員及び評議員の報酬）

第五十八条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（責任の免除）

第五十九条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第九十二条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第九十二条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1箇月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 評議員の総数の10は分の一以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（責任限定契約）

第六十条 理事（理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第九十二条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第十章 資産及び会計

(資産)

第六十一条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第六十二条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第六十三条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第六十四条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第六十五条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第六十六条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第六十七条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第六十八条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第三号から第五号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 計算書類
- 四 計算書類の附属明細書
- 五 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号及び第五号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第六十九条 この法人は、毎会計年度終了後三月以内に役員等名簿(役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第七十六条第二号において同じ。)を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第七十条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

第十一章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第七十一条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議(私立学校法第二十三条第1項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。)を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第十二章 解散及び合併

(解散)

第七十二条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能
- 三 合併
- 四 破産手続開始の決定
- 五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号又は第二号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第七十三条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第七十四条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第十三章 補則

(情報の公表)

第七十五条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容
- 二 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第七十六条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第七十七条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

1 この寄附行為は、長崎県知事設立の認可の日(昭和二十六年三月十日)から施行する。

2 この寄附行為は、長崎県知事一部変更の認可の日(昭和三十年四月二十三日)から施行する。

3 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(昭和四十二年四月一日)から施行する。

4 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事(理事長) 西山 祐三

理事(学院長) 鮫島 盛隆

理事 グレン・ブラガーズ

理事 エリザベス・テナント

理事 田口 孝

理事 古屋野 宏平

理事 田川 恒夫

理事 大野 寛一郎

監事 春野 治八

監事 山下 武人

この寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(長崎ウエスレヤン大学現代社会学部福祉コミュニティ学科の存続に関する経過措置)

第四条第一号の規定に関わらず、現代社会学部福祉コミュニティ学科は、当該学科に在学する者がいなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

この寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(第四条経済政策学科開設)

附則

この寄附行為は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(第四条外国語学科 学科名変更)

(長崎ウエスレヤン大学現代社会学部国際交流学科の存続に関する経過措置)

第四条第一号の規定に関わらず、現代社会学部国際交流学科は、当該学科に在学する者がいなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

この寄附行為は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(第二条法人所在地)

附則

この寄附行為は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(第四条地域づくり学科の削除)

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可(平成 26 年 3 月 6 日)を受け、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。＜第五条、第六条、第十六条、第二十一条、第二十五条を一部改正＞

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可(平成 30 年 3 月 30 日)を受け、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。＜第十二条、第三十九条を一部改正＞

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可(平成 30 年 8 月 23 日)を受け、平成 30 年 8 月 23 日から施行する。＜第六条、第十六条を一部改正＞

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可(平成 30 年 9 月 25 日)を受け、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。＜第六条、第二十五条を一部改正＞

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可(令和 2 年 3 月 13 日)を受け、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可(令和 3 年 7 月 9 日)を受け、令和 3 年 7 月 9 日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可(令和 5 年 7 月 27 日)を受け、令和 5 年 7 月 27 日から施行する。

附則

この寄附行為は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 令和 7 年 3 月 26 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

- ただし、会計監査人に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。
 - 3 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の終結の時以後に任期が満了するものの任期については、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。

規程の確認を行いました。

以下に、誤字・脱字、句読点の修正案、および意味が不明瞭な箇所についての授書き(修正案)をまとめました。

I. 誤字・脱字・句読点の修正

軽微な誤字、脱字、表記の揺れ、句読法の修正案です。規程としての統一性を高めるための提案を含みます。

【全体的な修正提案】

- ・ **項番号のインデント**: 第五条以降、項番号(「2」「3」など)の後のスペースが不統一です。全角1文字分のスペースに統一することを推奨します。(例:「2 」)
- ・ **数字の表記**: 人数、期間、割合を示す数字について、漢数字とアラビア数字が混在しています。規程内で統一するのが望ましいため、本稿では私立学校法等の法令に倣い、アラビア数字(1, 2, 3...)または位取りのある漢数字(十、百など)に統一する形で修正案を提示します。
- ・ **附則の表記**: 「附 則」と「附則」の表記が混在しています。「附則」に統一しました。また、日付のスペースも不統一なため、スペースを詰める形に修正しました。

【各条文の修正案】

- ・ **第四条 第三号**
 - 【原文】認定こども園 鎮西学院幼稚園
 - 【修正案】認定こども園鎮西学院幼稚園
 - 【理由】正式名称と思われますが、通常、法人名と施設名の間にスペースは入れません。
- ・ **第五条 第四項**

- 【原文】その1/3以上は
 - 【修正案】その3分の1以上は
 - 【理由】規程の表記として分数表記が一般的です。
- **第七条 第一項**
 - 【原文】(末尾に句点なし)
 - 【修正案】この法人の理事選任機関は、理事会とする。
 - 【理由】文末に句点「。」が脱落しています。
- **第七条 第五項**
 - 【原文】報告又は求めを行なおうとするときは
 - 【修正案】報告又は求めを行おうとするときは
 - 【理由】現代仮名遣いでは「おこなう」と表記するのが一般的です。
- **第八条 第一項 第六号**
 - 【原文】一号から五号を除くその他の者 4 名
 - 【修正案】第一号から第五号までを除くその他の者 4名
 - 【理由】表記の統一性を図りました。
- **第十一条 第三項**
 - 【原文】理事選任機関による解任がされなかったときは
 - 【修正案】理事選任機関による解任がされなかったときは
 - 【理由】「～がされる」は冗長な表現のため、より簡潔な表現に修正しました。
- **第十七条**
 - 【原文】三か月に一回以上
 - 【修正案】3箇月に1回以上
 - 【理由】数字表記の統一と、法令で一般的に使われる「箇月」への修正を提案します。
- **第十八条 第五項**
 - 【原文】(末尾に句点なし)
 - 【修正案】(前略)会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
 - 【理由】文末に句点「。」が脱落しています。
- **第二十八条 第二項**
 - 【原文】二分の一を超えものが欠けたときは、一月以内に
 - 【修正案】2分の1を超えものが欠けたときは、1箇月以内に
 - 【理由】「超える」の漢字表記への修正と、数字・期間表記の統一です。
- **第三十二条 第一項 第五号**
 - 【原文】年齢二十五年以上のもの
 - 【修正案】年齢25歳以上の者
 - 【理由】数字表記の統一と、より明確な「歳」への修正を提案します。「もの」を「者」に修正しました。

- **第四十一条・第五十九条**
 - 【原文】十分の一以上
 - 【修正案】10分の1以上
 - 【理由】数字表記の統一です。
- **第八章(章題)**
 - 【原文】第一章 選任及び解任等
 - 【修正案】第八章 会計監査人
 - 【理由】章番号が誤っています。前の章が「第七章」のため、ここは「第八章」となります。また、章題も節題と混同されているため修正しました。
- **第五十九条 第三項**
 - 【原文】1か月以内に
 - 【修正案】1箇月以内に
 - 【理由】表記の統一です。
- **第六十四条**
 - 【原文】定額郵便貯金として理事長が保管する。
 - 【修正案】定額貯金として理事長が保管する。
 - 【授書き】「定額郵便貯金」は現在、ゆうちょ銀行の「定額貯金」となっています。実態に合わせて修正が必要かご確認ください。
- **附則**
 - 【原文】(表記の混在とスペースの不統一)
 - 【修正案】附則の表記を「附則」に、日付のスペースを詰める形に統一しました。
(例:「平成 17 年 4 月 1 日」)
 - 【原文】(最後の附則の項番号)1, 2, 3
 - 【修正案】1、2、3
 - 【理由】他の条文に合わせ、全角数字に統一しました。

II. 【授書き】意味が不明瞭な点について

意味が通りにくい、または解釈の誤りを招く可能性のある箇所について、修正案と解説を記載します。

- **第三十二条 第一項 第八号**
 - 【原文】この法人の設置する学校に在籍する学生・生徒・園児の保護者のうちから
第八号評議員選考委員会において選任した者 3 名
 - 【授書き】「第八号評議員選考委員会」という名称の根拠がこの寄附行為内に見当たりません。もし「評議員選任・解任規程」等で定められている場合は問題ありませんが、そうでない場合は意味が通じず、将来的に混乱を招く可能性があります。

- **<修正提案>**
(前略)保護者のうちから、別に定める評議員選考委員会において選任した者 3名
このように、根拠となる規程の存在を示唆する表現に修正することが考えられます。
 - **第三十五条 第一項**
 - 【原文】評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。
 - 【授書き】「選任したもの」という表現は、誰(またはどの機関)を指すのかが曖昧です。第三十二条によれば、評議員は評議員会、理事会、選考委員会など複数の機関によって選任されるため、より明確な表現が望まれます。
 - **<修正提案>**
(前略)当該評議員を選任した機関(又は者)の決議によって解任することができる。
このように修正することで、それぞれの選任主体が解任権を持つことが明確になります。
 - **第四十九条 第一項**
 - 【原文】(前略)理事会と評議員会の決議が**異なる場合、**理事長は、更に審議を尽くすために、(後略)
 - 【授書き】規程の文体として、より自然な接続表現に修正することを提案します。
 - **<修正提案>**
(前略)理事会と評議員会の決議が異なるときは、理事長は、更に審議を尽くすために、(後略)
-

以上、ご確認をお願いいたします。この修正案が規程をより正確で分かりやすいものにする一助となれば幸いです。